

総論

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

介護保険制度は、将来の超高齢社会の到来に対する高齢者の安心と直面する介護問題を社会全体で支えるしくみとして平成12年4月に創設され、以来、要介護認定者数やサービス利用量も年々増加し、居宅サービス、施設サービスなど介護サービスの供給体制も着実に整備されてきました。

このような中、平成17年に「明るく活力のある超高齢社会の構築」、「制度の維持可能性」等の基本的視点に基づき「予防重視型システムへの確立」や「新たなサービス体系の確立」などを柱とする大幅な制度改正が行われ、平成18年度から新予防給付や地域支援事業、地域密着型サービスや地域包括支援センターなど新たなサービス等が創設されました。

また、この改正では平成27年における高齢者介護の姿を見据えた一貫性・連動性のある介護保険事業計画を策定することとなり、本市においても第3期（平成18年度から平成20年度）のひたちなか市高齢者福祉・介護保険事業計画（以下、「しあわせプラン21」という。）及び第4期（平成21年度から平成23年度）しあわせプラン21において「介護サービス基盤の整備」や「介護予防の推進」、「認知症高齢者支援対策の推進」などを基本方針として、高齢者の介護・福祉等の推進を図ってきました。

今回の第5期介護保険事業計画の策定にあたり、国は「地域包括ケアの構築」を理念として示しています。この「地域包括ケア」とは高齢者が可能な限り住みなれた地域で安心して生活が送れるよう「医療」、「介護」、「予防」、「見守り、配食などの多様な生活支援」並びに「住まい」などを一体的に提供していく考え方であり、本市においても、この理念をふまえて、これまでの計画や平成27年（2015年）の将来像をふまえた9年間のまとめとして、第5期しあわせプラン21を策定するものです。

2 計画の性格及び他の計画との調和

第5期しあわせプラン21は、第4期しあわせプラン21（平成21年度から23年度）を高齢者の実態や社会動向にあわせて見直すものです。

また、「ひたちなか市第2次総合計画基本構想」をふまえ、高齢者に向けた介護、福祉施策を総合的に展開し、「元気で思いやりと優しさに支えられたまちづくり」を目指すとともに、関連する国、県、ならびに各所管で定める計画との調和を保つものとします。

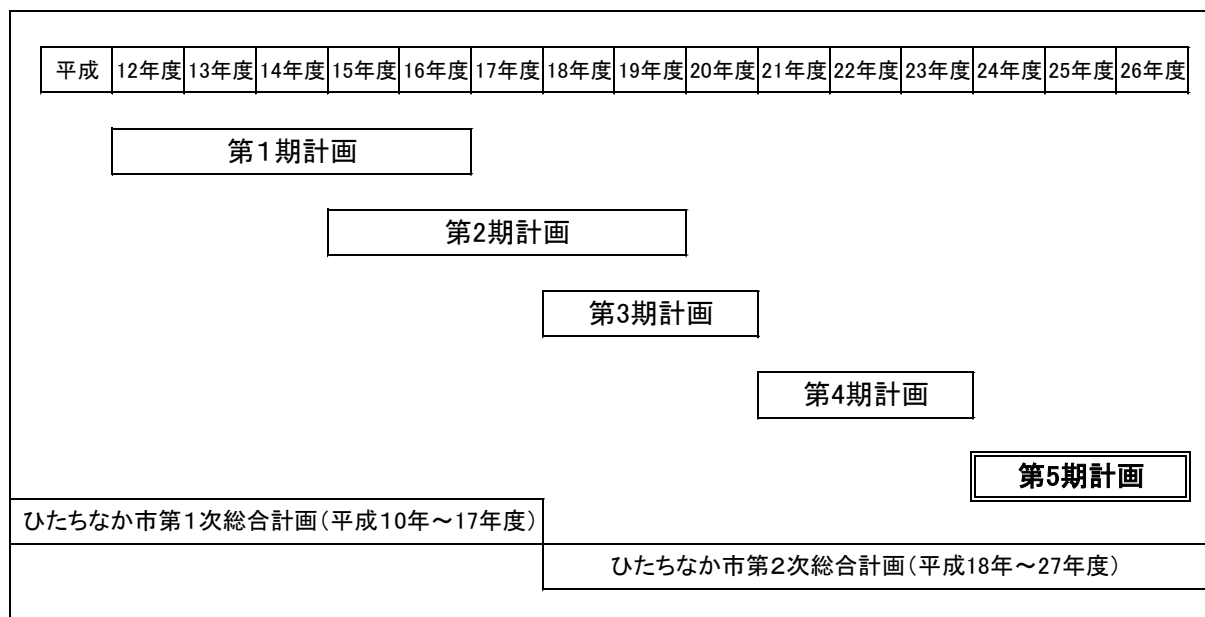
3 計画の法的位置付け

第5期しあわせプラン21は、老人福祉法の規定に基づく高齢者福祉計画及び介護保険法の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に構成したものです。

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は、第2期の平成17年度までは3年ごとに5年を1期として定めていましたが、平成18年の介護保険法改正により、第3期からは3年を1期とする計画期間となりました。

4 計画期間

本計画は、平成24年度を初年度とし、平成26年度までの3年間を計画期間とします。



5 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、介護保険事業並びに福祉サービスについて、供給体制の整備や計画推進に向けての取り組み等、計画の実施状況を評価する必要があるため、医療、介護、被保険者の各代表や学識経験者等で構成する「ひたちなか市高齢者福祉計画推進会議」において、進捗状況等を把握するとともに、事業の総合的な推進を図っていきます。

地域包括支援センター運営部会においては、地域包括支援センターにおける事業の適切な運営と公正・中立性観点から運営されているかを点検し協議を行っていくものとします。

地域密着型サービス運営部会においては、地域密着型サービスにおける事業所指定及び指定更新等について協議を行っていくものとします。